

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 東京電力パワーグリッド株式会社
法人番号: 3010001166927
住 所: 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
2. 指名停止措置期間: 令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内

4. 事実概要:

東京電力パワーグリッド株式会社社員及び株式会社東京エネシス社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、株式会社東京エネシスに落札させたとして、令和8年6月16日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である東京電力パワーグリッド株式会社ほか1社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内
9～16 略	略

(問合せ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社東京エネシス
法人番号： 6010401020680
住 所： 東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号
2. 指名停止措置期間： 令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内

4. 事実概要：

株式会社東京エネシス社員及び東京電力パワーグリッド株式会社社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、株式会社東京エネシスに落札させたとして、令和8年6月16日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社東京エネシスほか1社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内
9～16 略	略

(問合せ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)